

福谷

おはようございます。市民ネットワークの福谷章子でございます。

イチローが、シスラーの記録を塗りかえまして、瞬く間に世界新記録をつくっております。イチローのこの活躍の陰には、たくさんの人の支えがあったと思いますが、その中でも彼の父親であります、チチローと言われた人の存在は大きかったのではないかと思います。

一方、2002年千葉公園で、2人のホームレスが、4人の少年の暴行によって殺害されるという事件がありました。9月にこの4名が逮捕され、そして10月1日に3名が起訴され、そして1人の少年が家裁送致になっております。このときの父親のコメントが、朝日新聞に載っております。逮捕される直前、子供が、お父さん、もし僕が人を殺していたらどうすると問いかけたそうです。どうしてそんなことを聞くんだろうと思った、まさか、こんなことを子供が抱えているとは思わなかった、もっと早く気づけばよかったというコメントを読みました。イチローの親子も、そしてこの少年の親子も、同じ父と息子です。大変せつないものを感じます。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

義務教育費国庫負担制度の行方と千葉市の対応について伺います。

全国知事会初め、地方6団体は、具体的な補助金削減案を8月末にまとめ、政府に提出しました。その中で、義務教育費国庫負担制度の行方が注目されています。

政令指定都市市長会は、地方の自主性、自立性を拡大するとの観点から、他の国庫補助金と同様に、義務教育費国庫負担金の廃止を位置づけました。国庫負担金が廃止されても、義務標準法で、義務教育の水準を維持、向上するための基準が定められているため、全国的に格差は広がらないというのが賛成派の根拠です。

千葉市の場合は、既に国の基準より高いレベルで教職員配置がされています。例えば、現行制度での教職員配置は、国の学級編制の標準では40名に1名ですが、千葉県では、1、2年生に限り、38名に1名です。千葉市単独の負担は、1、2年生の36人以上の学級のある学年に1名、非常勤講師が配置されています。

問題は、県費負担教職員制度が政令市へ移管された場合、想定される移譲財源の水準は国の水準までであり、県単独分の行方は定かではないということです。そのまま現行の水準が維持できるかどうか大きな問題となります。また現在、千葉市内の小中学校には、少人数学習指導員を初め、図書館指導員、心の教室指導員、外国人児童生徒指導協力員など、さまざまな形で市負担の教職員が配置されています。

そこで伺います。

千葉市内の教職員の国庫負担分の人件費は、どのくらいになるのでしょうか。中学校教職員に限って、国庫負担分と県費負担分の額を伺います。また今後、改革のいかんにかかわらず、千葉市の小中学校における教職員配置に関しての、教育委員会の見解をお聞かせください。

義務教育費の国庫負担は、教職員給与のみならず義務教育諸学校施設費にも充てられています。今議会の経済教育常任委員会では、緑区おゆみ野への新設中学校の早期建設の陳情が採択されました。三位一体改革の中、見通しのつきにくい状況ではありますが、早期実現を望むものです。

さて、他会派の代表質疑において、学校施設整備の複合化については、小中学校の新設や改築の際に、地域ニーズに合わせて考えていくとのことでしたが、今後の新設や改築の際には、すべての機会で検討するのか、あるいは検討しない場合もあるのか、お考えを根拠とともに伺います。

次に、市民参加について4項目伺います。

まず1番目は、区民懇話会についてです。

平成13年10月に発足した区民懇話会も、この10月より3期目の活動が始まります。第2期区民懇話会から全員公募となり、年代別、性別に委員選定が行われ、今回も全員公募で募集が終了し、各区の懇話会メンバーが確定したところであると伺っております。今回の募集方法は、50歳を境に区切

り、応募状況は50歳未満については女性が6名、男性が8名の計14名、50歳以上に関しては女性が22名、男性が77名の99名で、合計113名であったとのことでした。50歳以上の男性の関心が特に高いことは歓迎いたしますが、その一方で、若い世代の参画が少ないことはとても残念です。さまざまな年代や性別によって構成されてこそ、幅広い意見交換が可能だと考えるからです。

役割が終了したばかりの第2期の区民懇話会の委員さん何名かの御意見を伺いますと、私たちが興味あることに対して、行政の実務者から直接説明が受けられ、かつ質問できたことにより、行政の業務の内容と遂行姿勢がよくわかったのは、非常に有意義であったとのことでした。

しかし、委員としての役割に関しては、当初は明確に役割が理解できず戸惑い、会議も迷走を重ねたと異口同音におっしゃいます。想像以上に出席の回数も多く、離脱された方もいらっしゃったとのこと。その一方で、何度も議論を繰り返しながらテーマを選定していくことの重要さや楽しさ、年代や性別によって全く考えが異なるもの同士が、相互理解していくことの意義を深く感じ、次第に自主的に調査や視察に出かけるようになっていったと伺い、まさに要綱に書かれておりますような、まちづくりに関する調査及び検討並びに提案及び報告の活動が、展開されたことがうかがい知れます。

そんなプロセスの中で、コンサルの果たした役割については、賛否両論あるように受け取りました。かかわりが少な過ぎたり、あるいは押しつけられていると感じたところもあったようです。これは、コンサルの役割が委員さんに明確に提示されておらず、どのような役割を期待してよいのか悩んだり、また公募によったことで、委員相互が発揮できる力が未知数であったことにもよると思われます。

委員さんたちの具体的な活動は、定期的な会議や勉強会以外にも、他市の施設や千葉市内の施設見学に行ったり、懇話会委員として、おそろいのTシャツをつくってごみゼロデーに参加したり、問題に上がっている現地を視察し写真撮影を行ったり、さらには、今月に開催される区民まつりに参加しようという区もあるようで、懇話会委員としてかかわったことによって、新たなコミュニティーを広げるといふ、大変大きな副産物も生まれているようです。

そのほかにも、設置要綱には、区民と行政の協働による住みよいまちづくりのための活動とか、区民の交流を進める活動、その他まちづくりに関し必要な活動と、4項目がうたわれております。ところが、これらさまざまな活動が展開されることを想定しているにもかかわらず、任期中の委員としての活動費は予算化されておらず、終了時に記念品が渡されたそうですが、それよりも交通費の保障があった方がよいという御意見もありました。また、ある区の委員さんは、IDカードを区役所の職員が作成し、それを委員さんが携行することにより、見学先で詳しく説明を聞くことができた喜んでおられました。

そこで、何点か伺います。

まず、第1期の区民懇話会の提案で、施策に反映された主なものはなんでしょうか。

次に、懇話会自体の調査活動費などは、どの程度確保されているのか、区民懇話会の運営に係る経費について内訳をお示してください。

区民懇話会のコンサルに委託された業務内容はどのようなものであったのか、また、結果的にコンサルが果たした役割と区役所の職員の役割について説明を求めます。

また、今回任期を終了された委員さんの懇話会委員としてかかわっての感想や、今後の懇話会のあり方に関する御意見などについてお聞かせください。

最後に、今回取りまとめられました第2期の各区の提言は、今後どのように扱われるのかもあわせて伺います。

市民参加の2番目は、公共施設と生涯学習とコミュニティーづくりについてです。

千葉市においては、市民が年齢の制限なく無料で部屋を借りて活動できる場として、公民館45館とコミュニティセンター11館が整備されています。公民館もコミュニティセンターも、市民にとっては、サークル活動や学習活動を行うための施設としてとらえられているようですが、時として、その設置目的の違いによる規制に遭遇し、戸惑いを経験する利用者も多いようです。

そこで、市民ネットワークでは、公民館とコミュニティセンターの利用者にアンケートを実施するとともに、市内すべての公民館とコミュニティセンターに対しても調査を行い、11館のコミュニティ

センターと 44 館の公民館から回答を得、必要に応じて聞き取り調査を行いました。その結果、大まかに集約すると、以下 3 点の課題があるように感じます。

まず、**一つ目は、借り方の問題**です。

利用者からは、当日利用の要望が数多く寄せられています。公民館においては、千葉市公民館規則によって、使用予定日の 5 日前までに、コミュニティセンターは、千葉市コミュニティセンター管理規則によって、3 日前までに利用届を提出しなければならず、規則上、当日あいていても借りられないようになっていました。ただ、常時利用している団体については、職員の裁量で借りることができるという現状もアンケートでは挙げられており、活動実績の短いサークルなどは不公平感を持っています。

現状を館側に聞いてみますと、当日の貸し出しに関しては、コミュニティセンターでは 11 館中 8 館が対応し、公民館では回答のあった 44 館中 22 館が対応し、10 館が状況に応じて、12 館が対応しないとなっています。

二つ目は、子供の居場所としての課題です。

子供の居場所として期待されている公民館やコミュニティセンターですが、利用者からは子供の利用促進をしてほしい、土曜日の子供の居場所として魅力的な企画を望みますという声が、相変わらず寄せられています。一方、館側も、限られた条件の中で積極的に工夫して対応しているようですが、土日の方が子供たちも参加しやすいと思うが、土日の授業は、職員の手配が大変なのでやりにくいという本音も聞こえます。

最後に、**飲食に関する要望**も多数ありました。

利用者には、室内での飲食を認めてほしいという連綿たる要望があります。親子の食育サークルの主催者は、子供が小さい時期から食に関する関心を持ってもらいたいと考え、サークルをスタートさせたものの、飲食禁止の規定があるコミュニティセンターは利用できず、会場探しに苦慮しているとのこと。食材や調理方法のみならず、食事をするという作法まで含まれての食文化ですから、ゆったりした部屋での会食を認めていただきたいのです。

そこで伺いますが、公民館とコミュニティセンターそれぞれの設置目的、利用方法について、さらに、現在の使われ方をどのようにとらえておられるのか、お尋ねします。

予約の方法、規則などについて現実の使われ方に即した見直しをすることについて、どのようにお考えでしょうか。

地域に児童館がない千葉市では、公民館のような既存の公共施設において、子供と子育て中の親子の利用拡大が望まれますが、見解を伺います。

中高生の居場所として、学習室の開放などに積極的に取り組んでいるところもありますが、今後の方向性について伺います。

主催事業を企画立案する際に、利用サークルや地域の方々にも参加していただくことについては、今後どのようにするのか、伺います。

最後に、室内の飲食についてですが、今後どのような対応が望ましいとお考えでしょうか、見解を求めます。

市民参加の 3 番目は、**指定管理者制度**についてです。

2003 年 9 月に施行された改正地方自治法により、指定管理者制度が導入され、千葉市においても 7 月 1 日に指定管理者制度導入に係る指針が策定され、導入のメリットとして、施設の利用者及び設置者双方にとっても、市民サービスの向上を初めとする合理的管理が望めることとしています。今議会において、既に千葉市斎場、千葉アイススケート場、千葉市蘇我球技場の三つの施設の条例案が可決されましたが、どの審議過程においても、いかにして公の施設の管理運営を効率的に行っていくか、公募の仕方、市民へのサービスの質、施設機能が十分に生かせるか、市民からの苦情はどのように受けるのか、などに関しては活発な意見交換がなされ、指針においてもそれらには触れられています。

しかし、指定管理者制度の導入が、公共経営への市民参画の機会を広げるという観点が置き去りにされたままになっています。公の施設では、市民が単なる利用者ではなく、管理者と協働して事業を

企画したり、施設自体の管理運営に参画したり、実行委員会をつくって大きなイベントを企画したりという、参画の機会を設けていくというところが少なくありません。

ところが指針には、指定管理者に運営への市民参画を促進するという配慮が義務づけられていないのです。施設によっては、管理運営に市民参画を図ることで、より市民ニーズに沿った運営ができた

り、施設の効用を最大限にできると考えます。
そこで伺いますが、指定管理者制度を導入することによって、より市民の声が活かされ、市民の参画が図られ、活力のある市民社会が形成されるためには、どのような工夫が考えられるでしょうか。

市民参加の最後は、パブリックコメントについて伺います。

2000年4月に地方分権一括法が施行され、自治体は分権時代にふさわしい仕組みをつくることが求められています。千葉市では、新総合ビジョンにおいて、参加と協働の社会をつくることを政策の柱として、少しずつですが、市民参加が進んでいるように感じます。このたび、パブリックコメント要綱案が作成され、意見聴取が終了したところです。提示された要綱案によりますと、その目的は、市の重要な施策の意思決定の過程における公正の確保、及び透明性の向上並びに市民との協働の機会を図り、もって市民参加による公正で開かれた市政の推進に資するとうたわれております。今までも、重要な施策や制度を決定する際には、担当部局それぞれが市民意見を聞いていましたが、必要性の判断や実施の方法など、統一的なルールはありませんでした。そのような中で、今回、パブリックコメント要綱が作成され、制度化されることは歓迎すべきことであると考えます。

しかし、パブリックコメントは、市民参加の一部を構成するに過ぎず、その前提である情報公開による情報の共有や、パブリックコメント前後の千葉市が果たす説明責任、そして具体的な市民の参画が伴って、初めて真の協働が達成され、創意工夫に満ちた分権社会になると考えます。

そこで伺います。

今回のパブリックコメント要綱案に対するパブリックコメントは、何件寄せられたのでしょうか。また、その数をどのように受けとめられますか。

要綱案には、パブリックコメントを実施しないことができる規定を設けていますが、その場合、実施しない理由を市民に明示するのでしょうか。

要綱案では、意見を述べる場合は記名が義務づけられていますが、匿名の方が意見が出しやすいという声も聞かれます。匿名での意見提出に関してはどのような見解か、また他市の状況もあわせて伺います。

今回のパブリックコメント要綱策定を、今後の市民の参画、参加に向けて、どのように発展させるのか、見解をお聞かせください。

次に、千葉市の税務について伺います。

去る9月22日には、花沢三郎県議会議員の公判が、千葉地方裁判所で開かれ、141名が傍聴希望の列をつくったと新聞報道されました。これは、今までの千葉市の内部調査結果に納得できず、真実が知りたいという市民の姿です。一日も早く公正な税務行政がなされていることを確信したいのが、だれしも願うところですが、公判の冒頭陳述要旨と千葉市の説明でそごを来たしていると思われる点があり、なかなか不信感はぬぐい切れません。

そこで、以下伺います。

花沢被告の冒頭陳述要旨によりますと、延滞金の支払いは、本年2月16日に550万円納付し、残りを月50万円ずつ分割納付する旨、千葉市に対して誓約し、同年3月30日、同年6月2日にそれぞれ50万円ずつ分納したと記されており、市長及び税務部のこれまでの説明とは異なっています。3月より分納誓約書に基づく納付はきちんと履行されているのか、明らかにしてください。

花沢被告の冒頭陳述でも、特別処分は消滅した滞納額が、不納欠損額の自動集計から除外されるための措置と説明され、不正行為の発覚を避けることを企てたとされています。検察の特別処分の説明は、市の行っていた特別処分とは違うのですか。また、市の説明では特別処分は不納欠損として計上されるということでしたが、花沢被告の平成3年度4期分の特別処分の報告は、どのような文書で残されているのですか。不納欠損額としては、どのような文書で残されているのでしょうか。また、一

般的な特別処分の場合は、どのような文書で事務処理されているのか、伺います。

さきの大塚被告と西郡被告の冒頭陳述、そして、今回の花沢被告の冒頭陳述で、平成 11 年度の緑区納税課長が、花沢被告と 4 期分の支払い免除の約束をし、平成 12 年度の滞納整理室長も、花沢被告の 4 期分は徴収できないことを、後任の西郡被告に引き継いだと述べられています。このことを 1 月の市の調査で、当時の緑区納税課長と滞納整理室長は、発言しているのでしょうか。発言がなかったとすれば虚偽を話したことになるが、どうでしょうか、明らかにしてください。また、12 年度の納税管理課長や税務部長なども含めて調査し直すべきではないでしょうか。この際、外部の弁護士などを加えた調査機関を設立し、組織としてのかかわりについて再調査する必要があると考えますが、いかがでしょうか。市長は組織の問題としても明らかにすべきであると考えますが、御見解を伺います。

総務省への特別処分の報告は、だれがどのように行い、総務省の見解はどうだったのでしょうか。

特別処分該当者 18 人分リストが提出されました。住所のうち、市と区までの情報と滞納税目の種類のみ記され、あとは全部黒塗りで情報提供されましたが、期日と延滞金額ぐらひは示すべきだと思います。なぜ期日と延滞金額についての情報提供ができないのか、伺います。

次に、次世代育成支援行動計画について伺います。

1991 年の 1.57 ショックで少子化が一般化され、その後、エンゼルプランに始まり、新エンゼルプラン、少子化対策プラスワンと、次々にプランが打ち出されながらも、2004 年の合計特殊出生率は 1.24、千葉市においては 1.19 と、坂道を転げ落ちるように少子化は進んでいます。

このような中で、昨年 7 月に制定された次世代育成支援対策推進法に基づき、都道府県、市町村において行動計画を策定することが義務づけられました。千葉市でも昨年 3 月よりニーズ調査を行い、検討組織を整え、策定作業に取りかかっています。当初予定されたスケジュールでは、現在は国に報告する目標値も定まり、素案作成の最終段階に入っているはずですが、今後、児童福祉専門分科会の意見を聞いた上で素案が公表され、市民意見の聴取という段取りになる予定であると伺っています。

さて、そこでまず素案について伺います。

千葉市は、どのようなものを特定事業としたのか、特定事業項目をお示してください。

次に、ニーズ調査をもとに庁内検討会での検討後、新たに加えられる予定の施策があるかどうか、またその内容について伺います。

少子化対策大綱によりますと、重点課題が 4 項目うたわれておりますが、その中でも仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し、さらに子育ての新たな支え合いと連帯が、特に重要であると思われまます。鶴岡市長も子供を産み育てたい家庭がそれをできるようにすること、そのためには働き方の見直しが必要で、機会あるごとに事業主に働きかけをしていくとおっしゃいましたが、少子化対策においては、まさにその姿勢が求められているものと同感いたします。

高度経済成長を支えるために効率的な働き方が必要で、そのために編み出された方法が性別役割分業、つまり、どちらかの性が社会において過労死覚悟で働き、もう一方の性が家庭において家族のために尽くすという方法でした。加えて、産業構造の変化により、転勤という形の社会移動、このために見知らぬ土地で孤立し、社会と切り離された中で核家族の子育てが、さらに孤立感を高め、育児ストレスが大きくなり、それが高じて虐待に走ったり、親として自信を喪失し、ますますストレスが高まるというサイクルに陥ります。

一時期は、企業が、家族サービスを代替して支えている時期もありましたが、現在では、そのような余力のある企業は少なくなっています。社会全体が経済的豊かさを追求し、家族や地域での触れ合いを通して得られる精神的な豊かさをあきらめてきた結果、今、私たちは少子化という大きなツケを突きつけられているのではないのでしょうか。

この状態を打開するために、まず始めるべきことは、子供を持つだれもが子育てにかかわれるような働き方を進める環境整備と、子育てすることが、すなわち、社会とつながっていることだと実感できるような社会参加の制度設計です。働き方に関しては、妻の出産時の産前産後休業、子育て中の育児休業や子供が病気になったときの看護休業などが制度化されるだけではなく、当たり前にならなければなりません。現在は過渡的な時期であり、このような時期は、一時的にでも義務化される必要があるとさえ考えます。例えば、総務省の調査では、育児休業の取得率は女性の場合は 60%ですが、男

性は0.33%とのことです。

そこで伺います。

特定事業主としての千葉市においては、男性職員の育児休業取得状況は、昨年度はゼロ、現在2名と伺っておりますが、今後、男性の育児休業の取得をどのように勧めていかれるのでしょうか。男性職員の育児休業取得率の数値目標は幾らでしょうか。

出産後、育児休業した女性職員の職場復帰のための配慮はあるのでしょうか。

以上、3点についてお答えください。

次に、301人以上の一般事業主にも行動計画策定は義務づけられています。千葉県中小企業団体中央会と千葉県経営者協会が、次世代育成対策推進センターとして、情報提供や広報、啓発等の支援を行うとのことですが、千葉市は、この組織とどのような連携が可能か、伺います。

また、千葉市には、千葉市男女共同参画推進優良事業者表彰制度がありますが、どのような基準で選んでいるのか、伺います。

例えば、東京都千代田区では、既に平成17、18年度、千代田区物品買い入れ等競争入札参加資格審査において、男女共同参画社会貢献制度があり、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律に規定する水準を上回る制度を、独自に制度化していることの報告書が提出資料となっています。千葉市でも千葉市物品等入札参加者資格者名簿に、障害者採用、高齢者採用、ISO導入などの記入欄が設けられ、企業の社会的責任をチェックできるようになっています。

そこで伺います。

国が定める育児介護休業法の内容を上回る制度や、目標値の高い次世代育成支援行動計画を備えた企業を、千葉市物品等入札参加資格者名簿に登載することのお考えをお聞かせください。

次に、社会参加に関して伺います。

さまざまなアンケートから、専業主婦の孤立からくる育児ストレスが深刻であることが明らかになり、夫がともに育児を担うことで改善は期待できますが、ストレスの最大の原因は、社会と切断されているという疎外感であることから、子育てが社会参加につながるような施策を考えることも必要です。ここ数年、活発に展開されています親子の居場所事業、地域子育て支援センターや子育てリラックス館、保育所、地域活動など多くの利用が報告されていますが、これらが単なる居場所として、母子をまとめて閉じ込めるような、さらなる巨大な母子カプセル化することだけは、避けなければなりません。子育て支援は、親育て支援でもありますから、ただ集まっているだけではなく、相談事業の充実とともに、子育て講座や参加者による自主企画などを積極的に取り入れ、社会参加の機会を設ける必要があると考えます。まさに少子化社会対策大綱でうたわれているように、親と子の育ちの場の提供を進め、親の成長と子育てを支援していくという姿勢が重要だと考えます。

そこで伺います。

地域子育て支援センターや子育てリラックス館において、人件費や設備維持費以外の事業費は、どの程度確保されているのでしょうか。

また、平成15年度の子育て関係の講座の実績を伺います。

地域で長い間、子育てを担ってきた機関として保育所があります。最近では保育所に期待される役割も変化し、両親とも働く家族のみならず、専業主婦の子育てをサポートする機能も求められています。そんな中で、保育所地域活動などで、地域にしっかり開いている保育所ほど深刻な相談が寄せられ、保育士の許容範囲を超えているという声も耳にします。また、若い保育士には母親の悩みや気持ちが酌み取れず、苦勞しているという現場の話も聞きます。

そこで伺いますが、保育所に新たな役割が加わる場合、同時に、人的配慮、予算的措置はどのような形になされているのか、伺います。

子どもルームについては、放課後居場所事業として位置づけられるようですが、現在でも、開設時間の問題や指導員研修のあり方、社会福祉協議会へ委託することのメリット、デメリットなど、さまざまな議論があります。場所の確保は粛々に行われていますが、ソフトの整備が追いついていないのが現在の子どもルームの現状です。今現在、利用児童の保護者、あるいは指導員の方々から寄せられている改善要望について、具体的にお聞かせください。

次に、障害児のデイサービスについて伺います。

2003年4月に障害児の居宅生活支援であるホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイが、措置制度から支援費制度に移行され、1年6カ月が経過しようとしています。去る6月の一般質問では、制度移行による成果として、障害児の在宅サービスの支給決定件数が大幅に伸びていること、今後の課題は、知的障害者にかかわる事業者の参入促進など、居宅サービス基盤の一層の整備であることなど伺いました。

全国的に見ても、児童デイサービスの事業者は少なく、支援費制度が導入された2003年4月の事業者指定の状況は、ホームヘルプサービスが5,100、ショートステイが1,649に対してデイサービスは556に過ぎません。兄弟の病気や学校行事への参加などに対応するために、障害児を短期入所させようとしても、遠く離れた施設までの送り迎えはなかなか大変なものです。一時的に入所させるショートステイや通園によって、日常生活訓練や集団生活への適応訓練などの指導の場であるデイサービスなど、在宅の障害児一人一人の地域での暮らしのニーズに合った支援のためにも、今後、指定事業者を身近な地域の中にふやしていくことが望まれます。特に、児童デイサービスにおいては、今まで千葉市にはなく、本年4月より、大宮学園と療育センターで、従来の通園施設に加えて実施されていますが、まだまだ十分とは言えません。

そこで伺います。

通園施設で行われている療育内容とデイサービス事業で行われている療育内容では、どう違うのでしょうか。

現在、障害児のデイサービス事業を行っている事業者が、千葉市内に何カ所あるか、伺います。さらに、大宮学園や療育センターのような千葉市が行っているサービスとほかの事業者との、それぞれの特徴についてお聞かせください。また今後、デイサービスの拡充が望まれるのではないかと考えますが、デイサービスの支援費支給決定件数の推移はいかがでしょうか。

以上で、1回目の質問を終わります。

教育次長

義務教育費国庫負担制度の行方と千葉市の対応についての御質問に順次お答えいたします。

初めに、千葉市の中学校教職員の国庫負担分の人件費につきましては、県の所管のため把握しておりませんが、平成14年度の千葉県の決算統計から千葉市独自で案分により推計いたしますと、人件費総額が約141億円であり、これに伴う国庫負担金が約60億円であります。残りの約81億円は県の一般財源での負担となりますが、これにつきましては、所要の交付税措置が講じられております。

次に、今後の千葉市の小中学校における教職員配置についてでございますが、制度の動向にかかわらず、千葉市の現行の教育水準の維持向上のため、引き続き教職員配置の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、学校施設整備の複合化についてでございますが、今後の小中学校の新設や改築の際には、教育的効果や地域における公共施設のニーズ等を勘案した上で、検討してまいります。

次に、公共施設と生涯学習とコミュニティづくりについての御質問のうち、所管の公民館に関するお尋ねに順次お答えいたします。

初めに、公民館の設置目的、利用方法、現在の使われ方についてでございますが、公民館は、社会教育法に規定する公民館の目的に基づき、学級、講座等の事業を実施するほか、地域の社会教育団体等の活動の支援を通して、地域の皆さんの学習や交流の場として御利用いただいております。

次に、予約方法、規則の見直しについてでございますが、利用団体の多い公民館におきましては、抽せんなどの手続を経まして、利用日の調整を行い、利用者の公平性を優先した対応を図っているところでございます。

次に、子供や子育て中の親子の利用拡大についてでございますが、完全学校週5日制の実施に伴い、子供の居場所づくりとして、児童生徒を対象にした講座や、活動場所を提供するほか、体操教室などの親子で参加できる講座を行っております。

また、子育て中の親に対しましては、子育てに関する悩みや不安を取り除くために、さまざまな講座を行うとともに、子育てサポーターなどを配置しているところです。さらに本年度からは、安心して子供を預けながら学習できるIT講習などの充実を図っております。

	<p>次に、中高生の居場所としての学習室の開放等についてでございますが、週末や夏休み等の期間中に、一部公民館の部屋を学習室として開放しております。今後とも、地域や各公民館の実情を踏まえながら対応してまいります。</p> <p>次に、主催事業の企画立案への利用サークルや地域住民の参画につきましては、現在、地域や利用団体等の意見を反映するため、公民館に運営審議会や運営懇談会を設置しております。また、子供の居場所づくりの一環といたしまして、既に地域の方々や公民館利用団体と連携した講座等を実施いたしております。</p> <p>次に、公民館における飲食についてでございますが、調理室や会議室等の各部屋におきまして、市民の皆さんが集い、学ぶための学習施設として支障を来さない範囲で御利用いただいております。</p>
市民局長	<p>市民参加についての御質問のうち、所管についてお答えします。</p> <p>初めに、区民懇話会についてです。</p> <p>まず、第1期区民懇話会の提案で施策に反映した主なものですが、懇話会からは清潔なまちづくり、生活道路の整備、防災と環境整備、教育と福祉等をメインテーマとした135項目の提案をいただきました。</p> <p>中でも、清潔なまちづくりについては、たばこの吸い殻など、ごみの散乱防止対策、あるいは落書き対策の充実を求めるものであり、千葉県路上喫煙等の防止に関する条例及び千葉県落書きの防止に関する条例を制定する際に、貴重な御意見と受けとめ、その趣旨を可能な限り条例に反映させ、さらに本年4月から、落書き消去活動を行う市民団体等に対し、支援を行うことといたしました。生活道路の整備に関していただいた歩道の形状改修の提案につきましても、改修を実施するなどの取り組みをいたしました。</p> <p>次に、調査活動費と運営経費の内訳についてですが、区民懇話会は地域の問題やまちづくりの方向性について、市民が主体性を発揮して討議を行う場であり、みずからの意思によるボランティアで活動をお願いしておりますので、調査活動費は考えておりません。なお、運営経費の内訳ですが、今年度は、区民懇話会の開催支援等の業務委託料354万円と、第2期委員への記念品代としての報償費42万円、合わせて396万円となっております。</p> <p>次に、コンサルへの委託内容ですが、定例会や勉強会の開催支援、関係資料の収集、情報の支援及び活動報告書の作成などが主な業務です。また、コンサルにつきましては、専門的見地からの適切な助言を、区役所職員につきましては、懇話会と市関係部局との調整等の役割を果たしたところです。これらを通して委員の皆様との交流も図られ、今後の区政推進につながるものと期待いたしております。</p> <p>次に、第2期委員の意見等についてですが、区民懇話会に参加して、ほかの委員の方々と定例会や勉強会で議論することにより、市政に関心を持つようになったことや、委員としての経験を生かし、今後も市政に協力できる各種活動に参加していきたいとの意見をいただいております。また、苦労の末、まとめ上げた提案書を前にすると、今までの活動の苦労も忘れ、不思議な満足感を得られたとの感想もいただいております。</p> <p>次に、提言への取り組みについてですが、各区の第2期区民懇話会からの活動報告書が、去る9月27日に市長に提出されたことを受け、今後、提言の内容について市政の事業方針等から総合的に検討し、施策に反映するよう努めてまいりたいと考えております。なお、これらについては、今後、懇話会委員へ報告し、市政だよりやホームページなどにも掲載してまいります。</p> <p>次に、公共施設と生涯学習とコミュニティづくりについてお答えいたします。</p> <p>まず、コミュニティセンターは、コミュニティ活動を推進するための場の提供を目的に設置されております。利用方法についてですが、諸室は、各種サークルや団体が主に利用し、体育館は、原則、個人利用となっております、いずれも設置の目的に沿って利用されております。</p> <p>次に、予約の方法、規則の見直しについてですが、現在は来所により予約の申し込みをいただいております。今後、電話やインターネット等による方法について研究してまいりたいと考えます。また、利用手続については、本年4月に、利用しようとする日の1カ月前から7日前までに施設利用届を提出するのを、3日前までと、規則改正を行いました。</p> <p>次に、中高生の居場所としての学習室の開放についてですが、コミュニティセンターは、中高生の</p>

	<p>学習室としての利用は想定しておりませんが、他の利用者に支障のない範囲で夏休み中、学習室として開放しているところもあり、利用の状況等を見てまいりたいと考えます。</p> <p>次に、室内での飲食についてですが、現在、飲み物のみは認めておりますが、今後、設置目的等に照らして検討してまいります。</p> <p>次に、パブリックコメントについてお答えします。</p> <p>初めに、パブリックコメント実施要綱案に対して、市民から提出された意見の件数についてですが、10人から合計51件でした。この数は少し少なく感じますが、今年、制度を実施しました千葉県が10人45件、札幌市が6人20件、神戸市が24人30件ということからすると、妥当ではないかと考えております。</p> <p>次に、要綱の制定により対象施策についてパブリックコメントを実施しない場合ですが、実施状況の公表の中で、その理由を公表する予定です。</p> <p>次に、匿名による意見提出についてですが、市民参加を行おうとする市民の方々に、公共に対し責任ある意見を求めるという趣旨から、住所、氏名の記載をお願いしたいと考えております。</p> <p>しかしながら、匿名による意見はすべて排除するという趣旨ではなく、公共にとって有用な情報を幅広く求めるという、パブリックコメントの趣旨に沿ったものであれば、意見提出として取り扱う予定です。</p> <p>また、他市の状況ですが、既にパブリックコメントを実施している11の指定都市のすべてで、本市と同様に住所と氏名の記載を求めています。</p> <p>次に、今回の要綱策定を、今後の市民参加・参画に向けてどのように発展させるのかとのお尋ねですが、政策形成過程などへの市民参加や市民と行政の協働を推進するため、市民参加条例の検討などを進めてまいりたいと考えております。</p> <p>最後に、次世代育成支援行動計画についての御質問のうち、所管についてお答えします。</p> <p>千葉市男女共同参画推進優良事業者表彰の選考は、男女共同参画社会の形成に著しく貢献し、または積極的な取り組みを行ったと認められることを基準としております。表彰に当たっては、事前に募集を行い、応募された事業者を男女共同参画審議会において選考し、表彰事業者を決定しております。</p>
<p>総務局長</p>	<p>市民参加についての御質問のうち、指定管理者制度についてお答えいたします。</p> <p>施設の管理運営に当たり、市民の声を生かす工夫については、指定管理者が行うサービスなどに対して、利用者アンケート等の実施を協定で義務づけるとともに、アンケートで要望された市民の声を反映した管理運営を行うよう、指導監督に努めてまいります。</p> <p>次に、千葉市の税務についてのうち、所管についてお答えいたします。</p> <p>平成12年度当時の特別滞納整理室長につきましては、平成13年4月に後任に事務を引き継いだ際、当該案件は慎重に取り扱うよう伝えたとのことでありました。なお、当時の緑区納税課長につきましては、既に定年退職しており、処分対象外であることから、本年1月に実施した処分に係る事情聴取は行っておりません。</p> <p>次に、次世代育成支援行動計画の御質問のうち、所管の特定事業主行動計画についてお答えいたします。</p> <p>男性職員の育児休業の取得促進については、本年1月に庁内ネットワークを活用して啓発用パンフレットを配付するなど、取得促進に努めているところであります。さらに、現在策定中の特定事業主行動計画の中で、目標数値を含め、男性がより取得しやすい環境づくりを検討してまいりたいと考えております。また、育児休業取得後の職場復帰についても、育児休業中における支援策も含め、職員が安心して円滑な職場復帰ができるよう、行動計画の中で配慮していきたいと考えております。なお、当行動計画の進捗状況ですが、現在、職員のニーズを把握するため実施したアンケートの調査結果を踏まえ、計画に反映できるものについて鋭意検討を進めているところであります。</p>
<p>財政局長</p>	<p>千葉市の税務行政についての御質問に順次お答えいたします。</p> <p>初めに、延滞金の納付についてですが、分納誓約に基づき毎月確実に履行されております。</p> <p>次に、特別処分についての御質問は、関連がございますので一括してお答えいたします。</p> <p>初めに、特別処分における不納欠損額についてですが、調査結果では、当該年度の不納欠損額として処理されていたものであります。書類等の関係は不正処理が判明しましたので、本年1月6日に不</p>

	<p>正処理の取り消しを行い、平成 15 年度で改めて調定し、納付されたものであります。なお、部長の決裁もとらず独断で不正処理されたもので、決裁は残されておりません。</p> <p>また、特別処分の事務処理ですが、地方税法第 15 条の 7 第 1 項第 2 号及び第 3 号に該当する者について、専決権者の決裁を得た後、将来にわたって担税力の回復が見込めない者及び所在不明者等について、担当者等の意見を踏まえ協議の上、所属長の判断によりシステム上に入力していたものであります。</p> <p>次に、内部の調査ではなく、外部の調査機関を設置して再調査することについてですが、市といたしましては、これまでできる限りの調査をした結果であり、再調査や外部の調査機関を設置することにつきましては、考えておりません。また、組織の問題についてですが、組織的な関与はありませんでした。</p> <p>次に、総務省への報告についてであります。総務委員会へ御報告をいたしました特別処分関係調査書に基づきまして、去る 9 月 24 日に税務部長及び納税管理課長等が報告したところであります。なお、その際、特に見解は示されておりません。</p> <p>次に、特別処分該当者リストの情報提供についてですが、登録年月日と延滞金の額につきましては、情報公開条例に規定する個人情報として、また期別、税額等については、地方税法第 22 条による法令秘情報として、情報提供ができないものであります。</p> <p>最後に、次世代育成支援行動計画についての御質問のうち、所管についてお答えいたします。</p> <p>企業の少子化対策を促し、適正に評価するための物品等入札参加資格者名簿への登載についてでございますが、他の政令市の状況など、情報収集に努めてまいりたいと考えております。</p>
<p>保健福祉局長</p>	<p>初めに、次世代育成支援行動計画についての御質問のうち、所管について順次お答えいたします。</p> <p>まず、特定事業項目についてですが、国が新々エンゼルプラン策定に当たりまして、各市町村に報告を求めている保育、子育て支援事業にかかわる 14 事業が特定事業です。この 14 事業を国の分類で分けますと、一つに居宅における支援では、ファミリーサポートセンターなどの 2 事業、二つに、短期預かり支援では、子どもルーム、ショートステイ、トワイライトステイ、一時保育、乳幼児健康支援一時預かり、特定保育の 6 事業、三つに、相談・交流支援では、つどいの広場、地域子育て支援センターの 2 事業、四つに、保育関係事業では、通常保育、休日保育などの 4 事業となっています。</p> <p>次に、新たな施策についてとのことですが、ニーズ調査の結果から、一時的な預かりを中心とした多様な保育、配偶者の理解と協力、子供の居場所づくりなどが求められており、これらを踏まえ、一時預かり事業や子育て相談、情報提供など、子育て支援サービスの機能強化に関する取り組みが必要と考えています。</p> <p>また、次世代育成支援対策では、専業主婦の方も含めまして、すべての子育て家庭に対する支援が求められておりまして、こうした取り組みを展開するに当たっては、地域のさまざまな団体や市民の方々の参画が重要と思われまますので、検討をしております。</p> <p>次に、次世代育成支援対策推進センターとの連携についてですが、次世代育成支援対策では、子育てをしながら働きやすい職場環境につきましても、その整備が求められているところです。本市といたしましては、当該支援センターを通じ、企業などへの子育て支援の情報提供を行うなど、必要に応じて情報交換を図りながら、より実効性のある取り組みにするため連携をしていくことが重要と考えています。</p> <p>次に、地域子育て支援センターや子育てリラックス館の事業費と講座の実績についてですが、まず、人件費などを除く事業費についてですが、1 施設当たりの年間平均額では、地域子育て支援センターが約 130 万円、子育てリラックス館は約 45 万円を確保しております。</p> <p>昨年度の実施内容は、小児科医や保健師などによる子育てに関する講座を初め、乳幼児の食事と栄養に関する講座や親子遊びの講座のほか、手遊びの講習や絵本の読み聞かせなど、地域子育て支援センターでは、年間 550 回開催し、1 回の講座に約 20 組の親子が参加しております。また、子育てリラックス館では昨年 10 月からの半年間でございますが、17 回開催し、約 20 組から 30 組の親子が参加したところです。</p> <p>次に、保育所に新たな役割が加わる場合の人的配慮、予算措置についてですが、地域子育て支援センターや一時保育、地域活動等の事業を委託または実施する場合には、人的配慮を含めまして、必要</p>

な経費を国基準等に基づき予算化しています。なお、さまざまな相談が寄せられているのも事実でございます。そうしたことも十分配慮し、適切に対応しております。

次に、**子どもルームへの改善要望**についてですが、保護者からは、未設置地区については新規の開設、設置地区では開設時間の延長や老朽化施設の改善などの要望があり、指導員からは労働条件の改善や指導員研修の充実などの要望がございます。

次に、**障害児のデイサービス**についての御質問にお答えいたします。

まず、**通園施設とデイサービス事業での療育内容の違い**とのことですが、デイサービスでは、利用する児童の障害の種別は特に定められておらず、児童が日常生活における基本的動作を習得し、集団生活に適應することができるよう、その児童の心身の状況などに応じた指導や訓練を行っています。一方、通園施設におきましては、障害の種別ごとに施設が区分されており、それぞれの障害の特性や年齢に応じた個別指導やグループ指導により、基本的生活習慣の習得や、集団生活の中での社会性の育成などの指導、訓練を行っているほか、保護者への育児支援なども行っています。

次に、**市内のデイサービス事業者の数**ですが、5月に民間2事業者がふえ、9月1日現在で4カ所となっています。

次に、**大宮学園や療育センターとほかの事業者のそれぞれの特徴**ですが、大宮学園と療育センターでは、年齢や障害の特性に応じてグループ分けを行い、児童と保護者が一緒に通園し、親子一緒に訓練や子供たちのみの集団訓練などを行っています。一方、ほかの事業者では、通常は児童だけで通所し、当日に通所した児童に集団訓練などが行われています。

次に、**デイサービスの支給決定件数の推移**ですが、累計で申し上げますと、4月が120人で、各月とも増加し、8月では226人となっております。

福谷

御答弁ありがとうございました。

それでは、2回目の質問をいたします。

まず初めに、**コミュニティセンター**は、サークルや団体の活動の場の提供を目的としているとのことですが、地域社会の紐帯が弱まっている昨今においては、個人で訪れて仲間づくりができるような積極的な取り組みが必要であると感じます。せっかく運営委員会を設置し、住民参画が図られるような体制が整っているのですから、自主事業がお祭りだけというのは残念です。平成15年度決算によりますと、管理運営費が11館で5億3,000万円余りですが、この中で自主事業の展開は困難なのでしょうか。単純に計算すると、1館当たり年間4,800万円ほどかかっていることになりませんが、主に何に支出されているのか、伺います。

コミュニティセンターも公民館も、**予約方法に関しては、当日あいているにもかかわらず、出向いた市民に貸せない理由が、規則だからというのでは説明責任を果たしているとは言えません。**規則はそれなりの根拠があってつくられるわけですから、その根拠まで説明し、それでも納得できなければ、改善策をともに考えましょうという姿勢を館側が示すべきであると考えますが、いかがでしょうか。

次に、**税務**について伺います。

特別処分の事務処理については、地方税法第15条の7第1項2号、3号のうち、将来にわたり徴収が見込めないものを課長が判断して、徴収権の放棄をコンピューター上で行い、部長決裁はいらないというものでした。コード9を入力すると、滞納繰越金から不納欠損額に移りますが、その文書は存在しなかったということです。不納欠損額の内訳の報告は、年1回行われ、地方税法による時効、処分停止後3年経過したもの、財産のないときをそれぞれ集計したものが出されますが、特別処分の項目は見当たりません。聞くところによると、処分停止後3年経過の欄に組み入れられているという説明でした。

こうしたことから考えると、特別処分は、地方税法に基づいていないのに地方税法に基づく形で処理されているのです。特別処分は、そもそも文書としては表に出ないように計画されたものだったのです。特別処分の調査でコンピューター処理を裏づけるシステム文書や、だれが決定し、決裁したのかなどわからなかったというのも全く納得のいかない話です。どこまでも疑惑のつきまとう仕組みであったと思います。

また、今回の事件は、花沢県議と大塚・西郡被告の3人の犯罪で、組織の関与はないと市長は言い

	<p>続けています。しかし、特別処分は、市長が助役のときの発言が原因でつくり出された確率が高いこと、今回の事件の温床になったこと、さらに、花沢県議が鶴岡市長選の選对本部長を果たしたことから、市長と県議のしがらみは否定できないのですから、市長は、みずからの言葉で市民に理解してもらえよう説明責任を果たすべきです。花沢県議ではなく、一般の人だったらどのように滞納処分が行われたのか。12年も滞納を許すようなことはあったのか。今回の事件は3人の関与だけではなく、千葉市の県議に対する長年の特別扱いが引き起こしたことであることを、市長が真摯に認めるべきです。</p> <p>そこでお伺いします。</p> <p>まず、<u>差し押さえや滞納整理方針などが示された、滞納整理事務マニュアルや滞納整理事務処理要領などに基づいて、今回の花沢県議の事件を検証すると、徴税プロセスにどのような問題があったのか、御見解を伺います。</u></p> <p>滞納整理事務マニュアルには、分納誓約について安易に分納を認めることなく実情を詳しく調査し、場合によっては拒否することも必要であり、期間は極力短期間として、当該課税年度最高10回に終了することとされ、分納誓約をしても督促状を発送することと示されています。</p> <p>花沢県議は、抵当権設定のない土地が、緑区や大網白里町に課税標準額にして約2,654万円、同族企業等の賃借権設定された土地を課税標準額にして約4,500万円持っています。また、昨年度、不動産譲渡所得が6,000万円近くあり、駐車場や家賃所得も1,100万円、給与所得も1,500万円ほどありました。<u>分納を認めなくても短期で支払える担税力は十分あったと考えますが、分納誓約を認めたのはなぜでしょうか。また、分納回数や督促状の発送はきちんとマニュアルに基づいてなされているのでしょうか。</u></p> <p>最後に、<u>滞納整理室が取り扱った設置から平成15年度までの収納率と調定額に占める処分停止の割合は幾らか、明らかにしてください。</u></p> <p>以上、2回目の質問です。</p>
市民局長	<p><u>公共施設と生涯学習とコミュニティづくりについての2回目の御質問</u>にお答えします。</p> <p><u>コミュニティセンターの管理運営費の主なもの</u>は、委託料として、設備保守管理、清掃業務、夜間受け付け経費のほか、光熱水費、賃金等です。</p> <p><u>予約方法については</u>、本年4月に規則を改正したところですので、今後、利用状況等を見ながら検討してまいりたいと考えます。</p>
財政局長	<p><u>千葉市の税務について</u>2回目の御質問にお答えをいたします。</p> <p>初めに、<u>徴税プロセスにおける問題点について</u>ですが、本来、納税意欲がないものと判断した場合は、地方税法等の規定により、早急に差し押さえ処分を行うこととしております。今回の県議の事案については、再三の臨戸徴収などを実施いたしました。差し押さえ処分を行うことなく、徴税を長引かせたことが、事件に至った一要因であると考えます。このことを踏まえ、今後、早急に実態に即した滞納整理マニュアルの再整備を図りまして、公平かつ公正な滞納整理に努めてまいります。</p> <p>次に、<u>分納誓約について</u>ですが、本税納付後に延滞金が高額のため、一括支払いが困難とのことであり、県議の資産調査の結果や納付の意思等を総合的に判断し、分割納付としたものであります。また、納付誓約の回数、督促状の発送は、地方税法等に基づき行っております。</p> <p>次に、<u>特別滞納整理室が取り扱った平成15年度までの滞納繰越額の収納率</u>ですが、平成12年度は14.8%、13年度は15.3%、14年度は11.9%、15年度は14.7%となっております。また、調定額に占める処分停止額の割合ですが、平成12年度は20.1%、13年度は21.3%、14年度は8.4%、15年度は14.9%であります。</p>
教育次長	<p><u>公共施設と生涯学習とコミュニティづくりについての2回目の御質問のうち、所管について</u>お答えいたします。</p> <p><u>空き部屋利用について</u>でございますが、先ほど申し上げましたように、社会教育施設としての設置目的と利用者の公平性を踏まえ、対応いたしております。</p>
福谷	<p>それでは、3回目の質問と時間の許す限り意見と要望を述べさせていただきます。</p> <p>まず、<u>花沢県議の不正免除</u>ですが、たとえ大塚被告と西郡被告が独断で行ったものとしても、監査の指摘のように、時効到来者予定リストが年度当初に1回、滞納者リストや差し押さえ者リストが年</p>

4回、税務部や納税管理課に届けられ、税務部長や納税管理課長が開催する徴税対策の会議もあり、これらがきちんと共有され機能していたら、花沢県議の特別処分も税務部内で発見できたことを指摘しておきます。

3人の被告の裁判が結審し、罪が確定したからといって、この事件は解決するわけではありません。これまでの千葉市の徴税事務のあり方が問われているのです。市長は、今回の事件に至る経緯や原因、発覚後の対応、特別処分の調査報告、今後の対応などを含めた謝罪文を市民のわかる言葉で発表し、説明責任を果たすべきだと考えます。

花沢県議の延滞金については、今年度の完全徴収を求めます。先ほど示したように、納税できる財産は十分保有しているわけですので、財産の処分も含めて、県議本人と確かな交渉を継続することを求めます。

また、特別滞納整理室の扱う案件は、もともと高額の困難案件であることから、滞納繰越額の収納率が、市全体の滞納繰越額の収納率よりかなり低いことが示されました。言うまでもありませんが、税の徴収は現年度の早急な処理が滞納を防ぐ最善の方法です。また、滞納整理室の扱いになったら、まずその年の対応が決め手です。しばしば昨年度も収納率が13政令市中12位という低いレベルに甘んじました。他政令市の徴税事務体制や、国、県、民間債権回収会社などから指導を仰ぐなど、研修体制の充実や動産の差し押さえなどの検討も必要です。収納率向上の今後の対応についてお聞かせください。

区民懇話会ですが、ここでの提言が施策に生かされ、新たな活動も生まれていることはわかりました。ボランティアだからとのことですが、報酬が必要ではないかと言っているのではなく、懇話会としての調査活動費が必要ではないかということです。今年度の予算配分は、コンサルに354万円、懇話会委員が42万円、お金の使い方が、すなわち活動内容ですから、これではコンサルのための懇話会のようにもあります。

次に、2002年、学校5日制が開始される年の第1回定例会の市民ネットワークの代表質疑に対し、鶴岡市長は、今日の厳しい財政事情のもとでは、各地域に新たな施設を建設することは大変困難な状況にあり、今後は、公民館など、既存の公共施設を活用し、子供の遊び場や活動の場をできるだけ確保していきたいと考えており、特に、児童館構想を、今、策定することは考えていない、千葉市は今まで児童館をつくらずにずっとやってきて、今から各区に1個ずつつくっても、子供の居場所にどれだけなるかというかなり疑問を持っている、そういう状況の中で、具体的には、現在45カ所ある公民館と11カ所ある地区コミュニティセンターで、大人を中心とした施策展開から、子供のための施策にも意を用いていきたい、ぜひ公民館もコミュニティセンターも、運営に当たっている人たちが少し頭を切りかえて、もっと子供の場所になるように全力を尽くしたいと答弁されています。

それから2年が経過しましたが、この市長の姿勢を酌み取れば、要望の強い施設から、常時一部屋を児童館的に使用することは当然のことに思われます。また、公民館には子育てサポーターを配置して、子育て中の親に配慮しているようですが、なぜ、児童厚生員を配置して子供たちに配慮しないのか、お尋ねしたいところですが、またの機会にじっくり伺いたいと思います。

また、コミュニティセンターの管理運営費の中で、委託料の占める割合が高くなっています。当日部屋が貸せない理由として、清掃が挙げられたり、清掃事業者による清掃時間確保のために、退室を求められたという事例も聞いています。委託費に管理運営費の4割である2億4,000万円支出することの是非についても、公の施設のオーナーである市民と話し合い、今後は市民ができることは任せていくことも必要だと思います。

指定管理者制度に関してですが、ただいま、るる申し上げましたように、利用者の意見というものは、なかなか反映されにくいものです。公の施設は市民の財産ですから、市民の意思に沿った管理運営がなされるよう、協定に盛り込む工夫をしていただきたいと思います。

パブリックコメントですが、この要綱ができて、いよいよ千葉市も市民との協働の扉が開くと期待するわけですが、行政が起案したものだけがパブリックコメントにかけられているうちは、真の意味

での協働とは言えません。今後、市民自身も提案力をつけなければならず、現状の認識、可能な選択についての情報の共有、それに対する理解、統合がなされるために、計画段階からの情報提供、情報公開、市の説明責任を果たすことを求めます。そして、それらを一体とした自治基本条例、あるいはまちづくり条例、市民参加条例など、制定へ向けての検討を要望します。

次世代の行動計画策定に当たっては、3点の要望を申し上げます。

まず、子育て支援センターなど、保育施設が整っているところでは、子供を一時保育に託して、母親同士の勉強会やサークル活動の場を積極的に設けることを要望します。子どもルームにおいては、保護者からも指導員からも要望が出ているようですが、例えば、長期休業期間中の開設時間、平常の終了時間などが利用者のニーズに合っているかどうか再検討が必要です。また、指導員さんとしても、指導員の手引きによる規制が多過ぎて、子供たちに伸び伸び生活させられないという悩みがあるようです。行動計画策定時には、子どもルームのあり方も再検討していただくよう要望します。

三つ目に、特定事業者としての千葉市への要望ですが、男性職員が我が子の成長の初期にかかわれるようにしてください。なぜ初期なのか、女性の育児負担軽減だけのために言っているのではありません。青少年の問題と密接にかかわってくるからです。

子供たちが思春期になって迷い道に入り、どうしようもなくなったときにやっとあらわれて、人生を語り、人の道を説く父親はどうぞいものはないというのが少年たちの本音です。子供にとって父親の言葉が心に響くのは、幼いころ一緒に遊んだ思い出と結びつくからです。熱を出したときに、おろおろしていた父親の姿を知っていれば、口では反発しながらも無視できないのです。重要な他者という言葉があります。考え方や行動に影響を及ぼす存在のことですが、ぎりぎりのところで思いとどまることができるか、できないかは、お仕着せの規範ではなく、重要な他者の存在です。これから育つ子供たちには、障害を持つ子もそうでない子も、親以外にも重要な他者が持てるような施策展開を要望しますが、まず手始めに、他企業の模範となるよう、特定事業主として千葉市男性職員の育児休業率のアップを実現してください。今まで定着していない育児休業をとることは勇気のいることです。若い男性職員が育児休業をとりやすいかどうかは、実はそこにお座りの局長さんの力量にかかっています。局の育児休業取得率を自慢し合えるようになることを期待いたします。

最後に、分権社会に向けて大きくかじが切られた今、市民が生き生きと主体性を発揮できるような制度を整え、市民から信頼される税務体制でしっかり財源を確保し、今いる子供たちを大切に育てていただきたいということを再度強調して、一般質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。